

雑 公的年金等 (記載欄 申告書表面 1 収入金額等・キ 2 所得金額・㉗)

⇒ 公的年金等による収入金額 (介護保険料や所得税などが差し引かれる前の金額)

(例) 国民年金・厚生年金・共済年金・恩給・年金基金など

- * 公的年金等に係る雑所得の金額は「公的年金等に係る雑所得の速算表」を参照してください。(記入省略可)
- * 遺族年金・障害年金などは、課税の対象となりませんので、申告書裏面「14 収入のなかった方・少なかった方の記載欄」の(2)に記入してください。

公的年金等に係る雑所得の速算表

公的年金等の収入金額(B)		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
65 歳以上 昭和 34 年1月1日 以前に生まれた方	330 万円未満	B-1,100,000 円	B-1,000,000 円	B-900,000 円
	330 万円以上 410 万円未満	B×0.75-275,000 円	B×0.75-175,000 円	B×0.75-75,000 円
	410 万円以上 770 万円未満	B×0.85-685,000 円	B×0.85-585,000 円	B×0.85-485,000 円
	770 万円以上 1,000 万円未満	B×0.95-1,455,000 円	B×0.95-1,355,000 円	B×0.95-1,255,000 円
	1,000 万円以上	B-1,955,000 円	B-1,855,000 円	B-1,755,000 円
65 歳未満 昭和 34 年1月2日 以後に生まれた方	130 万円未満	B-600,000 円	B-500,000 円	B-400,000 円
	130 万円以上 410 万円未満	B×0.75-275,000 円	B×0.75-175,000 円	B×0.75-75,000 円
	410 万円以上 770 万円未満	B×0.85-685,000 円	B×0.85-585,000 円	B×0.85-485,000 円
	770 万円以上 1,000 万円未満	B×0.95-1,455,000 円	B×0.95-1,355,000 円	B×0.95-1,255,000 円
	1,000 万円以上	B-1,955,000 円	B-1,855,000 円	B-1,755,000 円

雑 業務にかかる雑所得 (記載欄 申告書表面 1 収入金額等・ク 2 所得金額・㉘)

⇒ 原稿料、講演料などの副収入による所得 (所得は収入金額-必要経費)

(例) 副収入としての原稿料や印税・シルバー人材センターの分配金 など

必要経費 原稿用紙代、資料代など

- * 申告書裏面の「10 雑所得 (公的年金等以外) に関する事項」欄にも記入してください。

雑 その他の雑所得 (記載欄 申告書表面 1 収入金額等・ケ 2 所得金額・㉙)

⇒ いずれにも該当しない収入金額 (所得は収入金額-必要経費)

(例) 生命保険年金・郵便局の年金保険・互助年金など

必要経費 年金掛金など

- * 申告書裏面の「10 雑所得 (公的年金等以外) に関する事項」欄にも記入してください。

譲渡所得 (記載欄 申告書表面 1 収入金額等・コ、サ 2 所得金額・㉚)

⇒ 機械、自動車などの譲渡収入 (生活用動産の譲渡による所得は課税されません)

保有期間が5年以下の資産の譲渡は短期譲渡、5年を越える場合は長期譲渡に分かれます。

必要経費 譲渡した資産の取得価格、設備費、改良費など

特別控除額 短期と長期を合わせて50万円 (上限額)

- * 申告書裏面「11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」欄にも記入してください。

一時所得 (記載欄 申告書表面 1 収入金額等・シ 2 所得金額・㉛)

⇒ 賞金・懸賞金・競馬などの払戻金、満期生命保険料などの一時的な収入

必要経費 生命保険料支払額、掛金の総額など

特別控除額 50万円 (上限額)

- * 申告書裏面「11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」欄にも記入してください。

所得から差し引かれる金額等

申告書表面左側の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」に記入します。

②⑥ 雑損控除

⇒ あなた又は生計を一にする配偶者やその他の親族の有する資産（家・家財道具・現金など）について災害、盗難などによる損失を生じた場合

必要書類 災害関連支出の金額の領収書（原本）、り災証明書（原本） など

控除額 次の①、②のいずれか多い方の金額を適用

①（損害金額－保険金などで補てんされる金額）－〔総所得金額等×10%〕

② 災害関連支出金額（※）－5万円

※ 災害関連支出金額とは、損失の金額のうち災害等に関連して住宅家財等の取壊しや除去等のために支出した金額

②⑦ 医療費控除

⇒ 令和5年中に、あなた又は生計を一にする配偶者やその他の親族の医療費を支払った場合

必要書類 医療費控除の明細書

* **医療費の領収書では受付できません。**

* 医療保険者等が発行する医療費通知（原本）を提出する場合、通知に記載の内容については明細書への記載の省略が可能です。通知に記載がない内容は、明細書に記載してください。

控除額（医療費－補てんされる金額）－〔（10万円）または（総所得金額等の5%）の少ない方の金額〕

【控除限度額 200万円】

* 補てんされる金額は、出産一時金、高額療養費、保険会社からの医療費の補てんを目的として支払われた保険金などが該当します。

* 介護保険サービスで医療費控除の対象になるものは、領収証に医療費控除対象額の記載があるものです。

医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）

⇒ 令和5年中に、健康維持・増進および疾病予防への一定の取組を行ったあなたが、あなたまたは生計を一にする配偶者やその他の親族が使用する医薬品の購入費を支払った場合

必要書類 セルフメディケーション税制の明細書（領収書では受付できません）

控除額（スイッチOTC医薬品購入費－補てんされる金額）－12,000円

【控除限度額 88,000円】

* 通常の医療費控除と医療費控除の特例は、どちらか一方しか適用できません。

* 医薬品は、厚生労働省が定めたスイッチOTC医薬品が対象となります。

* 一定の取組に要した費用は、控除の対象にはなりません。

* 申告書表面右側「4 所得から差し引かれる金額 ②医療費控除」の欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

②⑬ 社会保険料控除

⇒ 令和5年中に、あなた又は生計を一にする配偶者やその他の親族の国民健康保険料、国民年金保険料（基金も含む）や介護保険料、後期高齢者医療保険料などを支払った場合

必要書類 国民年金保険料の控除証明書の原本（本人控不可）または領収書（コピー可）

控除額 支払金額

* あなた以外が受け取る年金から差し引かれている国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料は控除できません。

②⑭ 小規模企業共済等掛金控除

⇒ 令和5年中に、小規模企業共済法による共済契約の掛金（旧第二種を除く）、心身障害者扶養共済掛金（一定の要件を備えているもの）や確定拠出年金掛金を支払った場合

必要書類 証明書（原本）

控除額 支払金額

⑮ 生命保険料控除

⇒ 令和5年中に、あなた又は配偶者やその他の親族を受取人とする生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を支払った場合

必要書類 控除証明書（原本） 旧契約の一般生命保険で支払額が年間9,000円以下の場合には必要ありません。

控除額 * 一般生命保険料、個人年金保険料および介護医療保険料をそれぞれ下表の計算式にあてはめ、算出した控除額の合計金額 【控除限度額 合計70,000円】

* 一般生命保険料又は個人年金保険料については、旧契約と新契約（※）の両方で控除の適用を受ける場合、次の①、②のいずれか多い方の金額を控除額とします。

① 旧契約分の控除額+新契約分の控除額 【限度額 28,000円】

② 旧契約分の控除額のみ 【限度額 35,000円】

※新契約とは、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等、旧契約とは、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等をいいます。

旧契約	(ア) 支払った保険料	控除額	新契約	(イ) 支払った保険料	控除額
	0円～15,000円	全額		0円～12,000円	全額
15,001円～40,000円	$(ア) \times 50\% + 7,500円$		12,001円～32,000円	$(イ) \times 50\% + 6,000円$	
40,001円～70,000円	$(ア) \times 25\% + 17,500円$		32,001円～56,000円	$(イ) \times 25\% + 14,000円$	
70,001円～	35,000円		56,001円～	28,000円	

⑯ 地震保険料控除

⇒ 令和5年中に、あなた又は生計を一にする配偶者やその他の親族が、常時居住している家屋などの損害保険料のうち、地震または噴火などの原因により生じた損失を補てんする保険金が支払われる地震保険料部分を支払った場合

必要書類 控除証明書（原本）

控除額 地震保険料と旧長期損害保険料をそれぞれ下表の計算式にあてはめ、算出した控除額の合計金額 【控除限度額 合計25,000円】

地震	支払った保険料	控除額	旧長期	(ア) 支払った保険料	控除額
	0円～50,000円	支払った保険料×50%		0円～5,000円	全額
50,001円～	25,000円		5,001円～15,000円	$(ア) \times 50\% + 2,500円$	
			15,001円～	10,000円	

旧長期損害保険料とは、保険期間が10年以上で満期返戻金があり、平成18年末までに契約されたものをいいます。

⑰⑱ ひとり親・寡婦控除

⑰ひとり親控除

⇒ 令和5年12月31日時点で婚姻していない方、配偶者が生死不明などの方で、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者（合計所得金額が500万円以下に限る）の場合（事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合を除く）

控除額 30万円

⑱寡婦控除

⇒ 上記の「ひとり親控除」にあたらぬ寡婦の方で、次の（1）（2）のいずれかに該当する場合（いずれも事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合を除く）

（1）夫と離婚後、婚姻していない方で、令和5年中の合計所得金額が500万円以下かつ扶養親族がいる方

（2）夫と死別した後、婚姻していない方や、夫が生死不明などの方で、令和5年中の合計所得金額が500万円以下の方

控除額 26万円

⑲ 勤労学生控除

⇒ あなたが特定の学校の学生・生徒で、自己の勤労に基づく給与所得等があり、かつ令和5年中の合計所得金額が75万円以下で、配当所得などの勤労によらない所得金額が10万円以下の場合

必要書類 学生証（コピー可）、在学する専修学校の長等から交付された勤労学生控除の手続きに必要な証明書（原本）など

控除額 26万円

⑩ 障害者控除

⇒ あなたやあなたの同一生計配偶者及び扶養親族が障害者である場合

必要書類 障害の程度が証明できるもの（障害者手帳、障害者控除対象者認定書など・コピー可）

控除額 普通障害者 26万円

特別障害者 30万円（身体障害者手帳1・2級、精神障害者手帳1級の方等が対象）

* 同一生計配偶者または扶養親族（16歳未満の年少扶養親族を含む）が同居の特別障害者である場合、特別障害の額に23万円加算

⑪ 配偶者控除

⇒ あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、令和5年12月31日（年の途中で死亡した場合は、死亡日）の現況において、あなたと生計を一にする配偶者の令和5年中の合計所得金額が48万円以下の場合

控除額 表のとおり

		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
あなたの合計所得金額	～900万円以下	33万円	38万円
	900万円超～950万円以下	22万円	26万円
	950万円超～1,000万円以下	11万円	13万円
	1,000万円超	—	—

* 国外居住親族に係る扶養控除の適用を受ける場合は、「親族関係書類」「送金関係書類」に加え、「留学ビザ等書類」「38万円送金書類」等が必要になります。（提出書類についての詳細は区ホームページをご確認ください。）
給与や年金等の支払者に既に提出又は提示している場合は、これらの書類は必要ありません。

同一生計配偶者

⇒ あなたの合計所得金額が1,000万円超で、あなたと生計を一にする配偶者の令和5年中の合計所得金額が48万円以下の場合

控除額 適用なし

* 同一生計配偶者を非課税判定の扶養人数として加えることや障害者控除を適用することは可能です。
* 同一生計配偶者を適用する場合は、申告書表面左側「⑩～⑫ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」の「 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）」に「レ」チェックを記入してください。（配偶者控除を適用される方につきましては、「レ」チェックの記入は必要ありません。）

⑫ 配偶者特別控除

⇒ あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合

控除額 表のとおり

あなたの合計所得金額	配偶者の合計所得金額							
	48万円超～100万円	～105万円	～110万円	～115万円	～120万円	～125万円	～130万円	～133万円
～900万円以下	33万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
900万円超～950万円以下	22万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
950万円超～1,000万円以下	11万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円
1,000万円超	—	—	—	—	—	—	—	—

* 配偶者の「所得の有無」欄を記入し、所得がある場合には「所得の種類」欄と「合計所得金額」欄にも記入してください。収入が給与（パート収入を含む）又は年金の場合には、「収入金額」欄も記入してください。
* 国外居住親族に係る扶養控除の適用を受ける場合は、「親族関係書類」「送金関係書類」に加え、「留学ビザ等書類」「38万円送金書類」等が必要になります。（提出書類についての詳細は区ホームページをご確認ください。）
給与や年金等の支払者に既に提出又は提示している場合は、これらの書類は必要ありません。

②③ 扶養控除

⇒ 令和5年12月31日（年の途中で死亡した場合は、死亡日）の現況において、あなたと生計を一にする親族のうち令和5年中の合計所得金額が48万円以下の場合

控除額 下表のとおり

扶養区分		控除額
普通扶養	平成17年1月2日～平成20年1月1日出生	33万円
	昭和29年1月2日～平成13年1月1日出生	
特定扶養	平成13年1月2日～平成17年1月1日出生	45万円
老人扶養	昭和29年1月1日以前出生	38万円
同居老親等		45万円
年少扶養	平成20年1月2日～令和5年12月31日出生	—

- * 同じ人を二人以上の人が重複して扶養にとることはできません。
- * 配偶者及び扶養親族が別居している場合は、申告書裏面「12 別居の扶養親族等に関する事項」欄にも氏名、住所を記入してください。
- * 国外居住親族に係る扶養控除の適用を受ける場合は、「親族関係書類」「送金関係書類」に加え、「留学ビザ等書類」「38万円送金書類」等が必要になります。（提出書類についての詳細は区ホームページをご確認ください。）
給与や年金等の支払者に既に提出又は提示している場合は、これらの書類は必要ありません。

所得金額調整控除に関する事項

⇒ **あなたの給与の収入金額が850万円を超え、以下の（1）～（3）のいずれかに該当する場合**に記載します（記載欄 申告書裏面17）。該当する方が複数の場合はいずれか1名を記載します。

- （1）あなたが特別障害者
- （2）特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する
- （3）23歳未満の扶養親族を有する

※この控除については扶養控除と異なり、1人の扶養親族に対して、2人以上の納税義務者が重複して控除を申告することができません。

控除額（給与等の収入金額（上限1,000万円）－ 850万円） × 10%

②④基礎控除

⇒ あなたの昨年1年間の合計所得金額が2,500万円以下の場合に適用されます。

控除額 下表のとおり

所得割の納税義務者の前年の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	—

寄附金に関する事項（寄附金税額控除）

⇒ 令和5年中に「都道府県、区市町村（ふるさと納税）」「東京都共同募金会、日本赤十字社東京都支部」「東京都又は葛飾区の条例指定分団体」に寄附をし、寄附金税額控除の適用を受けようとする場合

必要書類 寄附金領収書（原本）、寄附金受領証明書（原本） など

- * 申告書表面左下にある「5 寄附金に関する事項」の該当箇所にそれぞれ金額を記入してください。
- * 「条例指定分」は「東京都又は葛飾区の条例で指定されている団体への寄附」のみが対象です。
- * 所得税でも寄附金控除を適用する場合は、所得税の確定申告書を税務署へ提出する必要があります。
- * **特別区民税・都民税の申告をした場合は、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用がなくなります。**

給与・公的年金等に係る所得以外の特別区民税・都民税の納税方法

- ⇒ 給与・公的年金等に係る所得以外に令和5年中に所得がある場合に記入します。
該当の所得から生じる特別区民税・都民税を給与から差し引く場合、給与から差し引き(特別徴収)にチェックをし、窓口等で納付する場合、自分で納付(普通徴収)にチェックをします。
- * 特別徴収になる給与所得が発生しなかった場合、この欄の記載にかかわらず普通徴収になります。
 - * 記載がない場合や、申告期限内にご申告いただけなかった場合、ご希望の納税方法にならないことがあります。

特別区民税・都民税の計算のしかた(概算)

所得金額(※①) - 所得控除合計額(※②) = 課税総所得金額(1,000円未満切捨)
課税総所得金額 × 税率(区6%・都4%) - 税額控除(※③) = 所得割額
所得割額 + 均等割額4,000円(区3,000円・都1,000円) + 森林環境税1,000円 = 年税額

(※①) 収入金額 - 必要経費等(収入を得るための必要な支出額) ※8~9ページ参照
(※②) 10~13ページの所得控除
(※③) 調整控除、配当控除、寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除等

* 分離課税所得がある場合は計算方法が異なります。詳しくはお問い合わせください。

令和6年度の特別区民税・都民税から適用される主な税制改正

(詳しくは区ホームページをご覧ください。)

(1) 特別徴収されている上場株式等に係る配当所得・譲渡所得の課税方式の統一

上場株式等の配当等及び譲渡所得等について、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することができなくなります。確定申告で該当する配当・譲渡所得を申告した場合、住民税でも申告をしたことになり、確定申告で該当する配当・譲渡所得を申告しなかった場合、住民税でも申告をしないこととなります。

(2) 国外居住親族に係る扶養控除の適用に関する変更

令和6年度以降の住民税より年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族であって、次のいずれにも該当しない方は対象外となります。

①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった方

②障害者

③その居住者(=申告者)からその年において生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている方

なお、国外扶養親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合、上記の該当する区分に応じてその親族に係る必要書類を提出または提示する必要があります。

(3) 森林環境税の創設

地球温暖化の防止を図るための森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が創設されます。森林環境税は、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、特別区民税・都民税均等割と併せて年額1人1,000円を徴収します。

なお、平成26年度より、東日本大震災を教訓とする防災のための施策財源として、特別区民税・都民税均等割に加算して年額1人1,000円を徴収していますが、こちらは令和5年度で終了します。

住民税額試算・申告書作成システムについて(詳しくは区ホームページをご覧ください。)

葛飾区ホームページより、令和6年度住民税の試算や、令和6年度住民税申告書の作成ができます。

作成した申告書はPDFで保存し、印刷することができます。印刷したものを郵送もしくは窓口で提出し、申告をすることが可能です。

※インターネットで申告書を送信することはできません。また、PDFデータを印刷して申告する場合でも、必要書類を併せて提出していただく必要がありますのでご注意ください。

氏名 _____

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

②⑥ 雑損控除 (証明書添付)	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類	1 収入金額等	営業等	A			
	損害金額	円	円		円	農業	イ		
②⑦ 医療費控除 (明細書添付)	支払った医療費	円	円	2 所得金額	不動産	ウ			
	国民健康保険料等の計	円	円		円	利子	エ		
①③ 社会保険料控除	介護保険料の計	円	円	3 所得金額	配当	オ			
	国民年金保険料の計	円	円		給与	カ			
	その他の計	円	円		合計	キ			
①⑤ 生命保険料控除 (証明書添付)	新生命保険料の計	円	円	4 所得から差し引かれる金額	雑業	ク			
	旧生命保険料の計	円	円		その他	ケ			
	新個人年金保険料の計	円	円		短期	コ			
①⑥ 地震保険料控除 (証明書添付)	旧長期損害保険料の計	円	円	5 所得金額	長期	サ			
	地震保険料の計	円	円		一時	シ			
①⑦ ~ ①⑨ ひとり親・寡婦 勤労学生控除	氏名	障害の程度	氏名	6 所得金額	総合譲渡・一時	シ			
	氏名	障害の程度	氏名		合計	⑫			
②① ~ ②② 配偶者控除・ 配偶者特別控除	配偶者の氏名	生年月日	同居・別居の区分	7 所得金額	社会保険料控除	⑬			
	個人番号	所得の有無	所得の種類		収入金額	小規模企業共済等掛金控除	⑭		
②③ 同一生計配偶者	有・無	円	円	8 所得金額	生命保険料控除	⑮			
	円	円	円		地震保険料控除	⑯			
②④ 扶養控除	氏名	生年月日	同居・別居の区分	9 所得金額	ひとり親・寡婦控除	⑰			
	氏名	生年月日	同居・別居の区分		勤労学生・ 障害者控除	⑱			
	氏名	生年月日	同居・別居の区分		配偶者控除	⑲			
	氏名	生年月日	同居・別居の区分		配偶者特別控除	⑳			
5 寄附金に関する事項 (証明書添付)	(1) 都道府県・区市町村分 (特別控除対象)	467	円	10 所得金額	扶養控除	㉑			
	(2) 東京都共同募金会、日赤東京都支部、都道府県・区市町村分 (特別控除対象以外)	120	円		基礎控除	㉒			
				11 所得金額	⑬から⑲までの計	㉓			
					雑損控除	㉔			
				12 所得金額	医療費控除区分	㉕			
					合計	㉖			
				13 所得金額	合計	㉗			
					(㉕ + ㉖ + ㉗)	㉘			

※ このページは控えです。郵送しないでください。

別居の配偶者・扶養親族の方は裏面「12」も記入し、その方が国外居住の場合は証明書が必要となります。

東京都	466	円	東京都	466	円
葛飾区	465	円	葛飾区	465	円

6 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の特別区・都民税・都民税の納税方法

給与から差し引き (特別徴収) 自分で納付 (普通徴収)

7 給与所得の内訳

日給などの給与所得のある方で、源泉徴収票のない方は記入してください。

月	日	給 与	勤務日数	収入金額(月収)	社会保険料
1		円		円	円
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞 与 等				円	円
合 計				円	円

8 事業・不動産に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

9 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
		.	円	円
		.		
		.		

10 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種 目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	所得金額
		円		円

11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

種 目	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)	
					イ	ロ
	円	円	円	円	円	円
合計	イ+[(ロ+ハ)×1/2]					

右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。右の二の金額を表面の①の所得金額欄へ記入してください。

12 別居の扶養親族等に関する事項

氏 名	住 所	国外居住
		<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 180歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 25万円以上の支払
		<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 20歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 25万円以上の支払
		<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 20歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 25万円以上の支払
		<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 20歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 25万円以上の支払

15 事業税に関する事項

種類	所得金額
非課税所得など	円
公益通算の特例適用前の不動産所得	円
事業用資産の資産の種類 譲渡損失など	円
前年中の開(廃)業開始・廃止	月 日
他都道府県の事務所等	

13 事業専従者に関する事項

氏 名	個 人 番 号	続 柄	生 年 月 日	収 入 額	専 従 率	控 除 額	与 額
			明・大 昭・平 令				円
			明・大 昭・平 令				円
合 計							円

14 収入のなかった方・少なかった方の記載欄

この欄は非課税証明書・国民健康保険・国民年金等の資格審査の基礎資料となりますので、以下の(1)~(3)のうちいずれかに記入のうえ提出してください。

(1) あなたを扶養・援助していた方

住所 _____

氏名 _____ 続柄 _____

電話番号 _____

(2) 上記の年金等を受けていた。
(高齢年金は、表面キの公的年金の欄に記入してください。)

① 遺族年金・遺族の恩給 ② 福祉年金 ③ 障害年金
④ 児童扶養手当等 ⑤ その他()

受給額 _____ 円

(3) その他((1)~(2)に該当しない方)
(前年中どのように生計をたてていたか記入してください。例「貯金で生活していた」)

16 単身赴任・海外出張をしている方

勤務先名 _____ 電話 _____

赴任先 _____

勤務先所在地 _____

赴任先住所 _____

赴任期間 年 月 日 ~ 年 月 日(予定)

17 所得金額調整控除に関する事項

氏名 _____ 続柄 _____ 生 年 月 日 _____

特別障害者に該当する場合 _____ 級 _____ 度 _____

個人番号 _____

別居の場合住所 _____

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

※ このページは控えです。郵送しないのでご注意ください。